

平成30年度
女性農業者農村活性化実践事業費補助金
< 募集のご案内 >

県では、女性ならではの感性や能力を活かし、農業・農村の活性化を促進する取り組みを行う女性農業者等を主体とした団体等に対して、助成を行います。

【 応募資格 】

次のいずれかの団体

- ・ 農業や農産加工等に携わる女性が3人以上で構成する団体
- ・ 農業や農産加工等の経営又は運営の責任者が女性である法人

【 対象となる取り組み 】

- (1) 新たな特産品（新規農産物や農産加工品等）の導入・開発と販売促進に向けた取り組み
- (2) 都市農村交流（農村ツアー、農作業体験、マルシェ等）に向けた取り組み
- (3) 若手女性就農者等への支援・連携に向けた取り組み（女性対象の研修会・講習会、交流会等）
- (4) 6次産業化（加工品開発等）と販売促進に向けた取り組み

【 実施年度及び期間 】

事業の実施年度は平成30年度。

補助事業の実施期間は、交付決定日から平成31年3月末日まで。

【 補助対象経費及び補助率 】

補助対象経費	補助率
<ul style="list-style-type: none">・ 報償費（講師謝金等）・ 旅費（講師旅費等）・ 需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費等）・ 役務費（通信運搬費、保険料等）・ 使用料及び賃借料・ 委託料	補助対象経費の1/2以内 但し、補助金の額は1団体当たり150千円を上限とする。

【 関 係 規 程 】

本事業は「女性農業者農村活性化実践事業実施要領」、「女性農業者農村活性化実践事業費補助金交付要綱」に基づき実施されますので、当該規程の内容を必ず確認してください。

【 応 募 方 法 】

(1) 提出書類及び提出方法

実施要領に規定する「女性農業者農村活性化実践事業実施計画 承認申請書（様式第1号）」に必要事項を記入のうえ、(3)の応募先へ郵送または持参してください。

(2) 提出期限

平成30年6月8日（金）必着

(3) 提出先（住所地を所管する農務事務所）

- ・中北農務事務所（中北地域普及センター）

〒407 - 0024

韮崎市本町四丁目2 - 4 北巨摩合同庁舎2階

TEL : 0551 - 23 - 3292

- ・峡東農務事務所（峡東地域普及センター）

〒404 - 8601

甲州市塩山上塩後1239 - 1 東山梨合同庁舎3階

TEL : 0553 - 20 - 2707

- ・峡南農務事務所（峡南地域普及センター）

〒409 - 3606

西八代群市川三郷町高田111 - 1 西八代合同庁舎1階

TEL : 055 - 240 - 4116

- ・富士・東部農務事務所（富士・東部地域普及センター）

〒402 - 0054

都留市田原三丁目3 - 3 南都留合同庁舎2階

TEL : 0554 - 45 - 780

【 問 い 合 わ せ 先 】

お問い合わせは、次の機関か上記の提出先で承りますので、ご連絡ください。

山梨県 農政部 農業技術課 普及教育・資金担当

TEL : 055 - 223 - 1616